

様式第7号（第4条関係）

許 可 証	
7 愛西環許可番号第 13 号	
住 所 愛知県愛西市下東川町蔵之段 74 番地 有限会社八開チップ 氏 名 代表取締役 飯尾 清女 殿	
令和 7 年 10 月 7 日に申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可す る。	
令和 7 年 10 月 30 日	
愛西市長 日永 貴章 	
取扱廃棄物の種類	木くず、草
業 務 内 容	一般廃棄物中間処分業 破碎処理施設 （工場）愛知県愛西市鶴多須町寺浦108番地、109番地1、109番地2、110番地1、110番地2、111番地1、112番地1、113番地1、114番地1、115番地1、116番地1 破碎機 193.60 t/日 1基 71.1 t/日 1基 40.8 t/日 1基 70.816 t/日 1基 （保管場所）愛西市下東川水戸37番地、38番地、39番地、40番地、41番地、43番地、44番地1、45番地1、46番地1、47番地1、48番地1、49番地1、50番地1
業 務 の 区 域	愛西市
許 可 年 月 日	令和 7 年 10 月 30 日
有 効 期 間	令和 7 年 11 月 4 日から令和 9 年 11 月 3 日まで
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条及び施行規則第 2 条の 4 の基準に従うこと。 ・ 事業計画に大幅な変更がある場合は届出ること。

